

1、防災対策について

○浦田秀夫議員 今日是一段と拍手が多いように感じました。市民民主連合の浦田秀夫でございます。ちょっと体調が悪いんですけども、頑張ってやりますので、よろしくお願いをしたいと思います。最初、防災対策についてから質問いたします。1定では、いつ起きるか分からない首都直下型地震や相模トラフト地震に備え、能登半島大地震の経験、教訓を市の防災対策に生かす観点から質問いたしました。

今議会に被災地での課題や派遣職員からの意見を踏まえ、早急に必要である資機材等の備蓄品の新規補充する補正予算、耐震診断、耐震改修に関し、新年度予算では、耐震診断助成額の上限を6万円から8万円へ、耐震改修助成額の上限を70万円から100万円に上げましたが、予算額が減少していることを指摘し、予算の増額を求めました。今回、予算を増額する補正予算が提出されたことは評価するものであります。また、段ボールベッドの備蓄についても触れましたが、段ボールベッドは、災害時における段ボール製品の調停に関する協定を締結している事業所から調達することを想定しているとのことでした。先番議員からも質問ありましたが、到着に3日間程度かかる、また、能登半島大地震では1週間かかったとのことでありました。私のほうからも、段ボールベッドを防災備蓄センターや市内8か所の防災倉庫などに一定量、一定数、備蓄していくことを要望したいと思います。

さて、1定では、現在一次避難所となっている学校体育館などは、雑魚寝でプライバシーがないなど、避難環境が必ずしも十分とは言えない。住民にとって最も身近な町会自治会館は、避難所としてどのように位置づけられているのか。町会自治会館を地域の避難所として活用できるように、耐震構造の強化や水供給設備としての井戸や水タンクの設置、電源確保としての太陽光発電や蓄電池、発電機の設置など一定の条件を設け、町会自治会館を新築や改修する場合、その費用を市が補助することは検討できないか質問いたしました。

市は、町会自治会館は、現時点では避難所として位置づけしていないが、市の自主防災組織補助金を活用し、飲料水や非常食、資機材を備蓄しており、会館を避難施設とすることを考えている町会自治会館があると聞いている。町会自治会館の避難所としての在り方は、関係部署と連携し、地域の方々との意見交換を行っていききたい。

会館の耐震化など建物に関わるのは補助対象になるが、設備は対象外、設備の補助については、協議していくと答弁されました。町会自治会館の避難場所としての在り方、位置づけ、設備の補助について、どのような検討、協議がなされたかお尋ねをいたします。[

○市長公室長(福田鉄広) お答えいたします。どのような検討協議がなされたのかとのことですが、協議の中で、まず、町会自治会館を避難所としての位置づけについての検討を行いまして、その結果として、指定避難所につきましては、被災者を滞在させるため、必要かつ適切な規模で、不特定多数の方々を受け入れる施設であると考えておりまして、また、地域防災計画における想定避難者数に対し、現在指定している避難所の収容人数は充足されておりますことから、現時点で町会自治会の会館を小中学校等と同様の指定避難所とすることは考えておりません。

また、設備等の補助に関しましては、それぞれの部署における制度の中で検討していくということをしておりまして、危機管理課においては、自主防災組織補助金について地域の方々のご意

見を伺っていく中で、資機材の精査を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○浦田秀夫議員 町会自治会館の避難所としての位置づけなんですけれども、避難する場所として、在宅避難、一次避難、1.5次避難助、それから、2次避難所ありますが、災害対策法や国の基準で定められているのは一次避難所です。町会自治会を一次避難所として位置づけが困難であるとすれば、在宅と一次避難所の間、0.5次避難所として、市が独自に町会自治会館を位置づけることについては検討できないか。その上で必要な施設整備の補助金制度は創設できないかをお尋ねいたします。

○市長公室長(福田鉄広) お答えいたします。0.5次避難所として市独自に位置づけできないかとのことでありますが、他市におきましては、町会自治会館を届出等により自主避難施設としてあらかじめ登録等を行い、備蓄品を支給するなど、必要な措置を行っている自治体があることは認識しておりますが、現時点で、その他の自治体の状況などについて把握できていないところもございますので、現在、情報収集を行っているところでございます。また、施設整備への補助とのことですが、地域防災活動における補助制度に関しましては、自主防災組織補助金を活用していただくことを基本としておりまして、その資機材の内容につきましては、地域の方々のご意見を参考に、引き続き精査してまいりたいと考えております。以上です。

○浦田秀夫議員 重ねての質問で恐縮なんですけれども、住民にとって最も身近な町会自治会館を在宅と一次避難所の間、0.5次避難所として、一次避難所を補完する避難施設として、市独自に町会自治会館を位置づけ、その場合、町会自治会の会員以外の方も受け入れるということを前提に施設整備の補助など、必要な措置を取ることに、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度お尋ねをしたいと思います。

○市長公室長(福田鉄広) お答えいたします。町会自治会館を0.5次避難所として位置づけることにつきましては、繰り返しの答弁になりますが、現在、先進自治体の情報収集を行っているところでございます。いずれにいたしましても、能登半島地震での状況をはじめ、地域の方々のご意見、他自治体の状況等を総合的に勘案し、町会自治会館の位置づけの可否につきましては、検討してまいりたいと考えております。以上です。

2、私道の管理について

○浦田秀夫議員 続いて、市道の管理についてお尋ねをいたします。昨年の3定で、昭和30年代、40年代に開発された宅地の道路で、市に帰属されず、私道のままになっている道路が市内各地に存在していること。高齢化が進み、道路が老朽化し、道路の維持管理が困難な状況になっていること。しかし、私道を市に寄附する時は、測量や添付書類作成などに多額の費用がかかり、厳しい寄附基準、条件がついており、その上、地権者全員の同意が必要であることから、ほとんどの場合、寄附を諦めている現状があること。

私道であっても、ほとんどの道路は所有者以外に不特定多数の市民が利用しており、公道とは何ら変わらないもので、一定の基準の下、市に寄附をし、市が管理することは、市民の通行と安全を確保するために必要であること。寄附に係る費用の負担の在り方や基準の緩和、同意を取ることが困難な不在地主調査の支援、協力など、今の制度を大胆に見直し、もっと寄附をしやすい制度にすべき時期に来ているとして、市の見解をただしました。

市は「道路の管理について、施設の老朽化、管理する方の高齢化が進行中で対応に苦慮している

ことは認識している。私道には不特定多数の方の通行の用に供されているものがあり、このような私道に対する寄附基準について、道路構造や他市の寄附基準などに照らし合わせ、見直しできるものはないか、改めて検討したい。測量や登記などの費用の補助については、内容や交付方法など、他市の事例を参考に検討したい」などと答弁しました。大変期待を持たせる答弁と評価しましたが、検討の結果はどうであったか、お尋ねをいたします。

○道路部長(吉川健) お答えいたします。私道を市へ寄附していただく際の制度については、県内の全市町村及び全国の中核市に対して、令和5年10月にアンケート調査を実施いたしました。調査の結果、各自治体の制度が道路構造令等の最低基準を参考として作成されており、現在の本市の制度と同様な内容であることを確認しております。寄附条件であります道路幅員を例にいたしますと、本市は4メートル以上ですが、4メートル未満を規定する都市はほとんどございませんでした。なお、制度の内容において、道路の縦断勾配につきましては、全国的にばらつきが大きくなっておりましたので、基準の緩和が可能かどうかの検討を行い、船橋市が管理する道路の構造の基準的……技術的基準を定める条例を参考に、現在の基準を一定程度緩和する予定としております。

また、測量費用等の補助制度につきましては、調査の結果、実施している例が少なかったことから、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。以上でございます。

○浦田秀夫議員 調査検討していただいたことは評価しますが、期待していただけに、大変残念な調査検討結果です。せめて測量や登記などの補助制度の創設ぐらいはと期待しましたが、補助制度を創設しないという結論に至った理由について、再度お尋ねをいたします。

○道路部長(吉川健) お答えいたします。私道の寄附に対する補助制度につきましては、アンケート調査の回答のありました中核市53市のうち、補助制度ありと回答した都市が13市ありました。しかし、その多くが市道の機能向上のために、道路幅員が狭隘な市道のセットバック部分を対象にしたものであり、通り抜けの私道を対象とした都市であっても、補助実績が少ないことを確認しております。このことから、補助制度につきましては、引き続き、今後の研究課題としてまいります。以上でございます。

○浦田秀夫議員下水道部が所管する環境整備事業についてお尋ねします。この制度は、日常生活で利用されている私道等で、排水、舗装等の未整備地域において、環境改善のため、地元の町会自治会、組合等が自主的に整備される場合、市がこの整備事業に要する費用の一部を補助するもので、私道は工事費の65%、公共性の高い私道は工事費の80%、公道の排水工事は90%、道路整備工事80%となっていますが、この事業を拡充する考えはないか、お尋ねをいたします。

○下水道部長(植田昭二) お答えいたします。環境整備事業のうち、道路整備に関する補助の内容につきましては、昭和61年度の施行以降、4度の改正の中で、平成22年度には、公共性の高い私道を65%から公道と同じ80%に引き上げるなど、制度の拡充に努めてきたところです。現在の私道の補助の内容につきましては、近隣市と比較しても遜色のない水準であるとともに、市が費用の一部を補助し、環境改善のお手伝いをする制度であることから、地元の皆様においても、一定の費用負担は必要と考えております。また、制度の拡充につきましては、現時点では考えておりませんが、今後も他市の動向などを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○浦田秀夫議員 私道の管理について、市は施設の老朽化、管理する方の高齢化が進行中で対応に苦慮していることは認識しているとのことですから、ぜひとも寄附時の基準の見直しや寄附補助制

度の創設など、もっと寄附しやすい制度にすることや、環境整備事業の一層の拡充を求めておきたいと思ひます。また、時期を見て質問をしたいと思ひます。

3、地球温暖化対策について

○浦田秀夫議員 次に、地球温暖化対策について質問いたします。船橋市は、現在、ごみを全量焼却し、その熱を活用し、廃棄物発電を行い、清掃工場で使用する電気を賄い、余った電気の一部を自己託送することで、公共施設のゼロカーボンに向け、取り組んでいます。そのことは私も評価してきましたが、市民の方から、別の方法があるのではという提案をいただきました。

それは、生ごみを分別収集し、バイオマスガスを発生・精製し、燃料として回収して近隣の工場に供給することによって、都市ガスやLPGの消費量を減らす結果、温暖化ガスの発生を減らすということができるとの提案であります。

もう少し詳しく説明しますので、お配りの資料1の写真をご覧ください。この方の提案は、ごみを前後または左右に分離された分別型ごみ収集の採用で、人手を増やすことなく、従来と同じく週2回、発酵ごみと非発酵ごみに分類収集します。

資料2、バイオマスガス回収つきごみ焼却のフローをご覧ください。清掃工場で分別型収集車は、右側の新型コピットで発酵ごみを下ろし、左の既設ピットに非発酵ごみを下ろします。バイオマスガス発酵槽で発酵されたバイオマスガスは、50から60%のメタンが含まれます。これを最新の膜分離法でメタン濃度を99%以上に精製し、かつメタンの回収率を90%以上とするものです。

新型ごみ収集車は、既に市販されているということです。現在の耐用年数の切れたごみ収集車から順次入れ替え、また、生ごみの分別収集地域も市民の理解を得ながら順次拡大していくということです。この提案が実現可能であれば、施設のごみ焼却場が直面している温暖化ガスの削減に有効で、とてもいい提案だと思ひます。

しかし、この提案を実現するためには、既存のごみ焼却装置の運転に支障を来さないようにしたり、ごみピットや発酵槽、膜分離装置の新設など、既存清掃工場の改造が必要となります。その他、様々な課題があるように思われます。これらの提案に対する市の見解や、想定される課題などについて、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○副市長(西水徹) お答えいたします。本市の清掃工場につきましては、先ほど議員のほうからもご評価いただきましたけれども、全国でも有数の高効率の廃棄物発電を行い、自己託送することで、公共施設のゼロカーボンに寄与しております。

議員にご案内いただきました、廃棄物からのバイオガスの回収ということにつきましては、一部の自治体で実施している例があるということは承知しております。想定される課題ということですが、ご指摘いただきましたとおり、実施に当たりましては、清掃工場の改修による費用負担や新規設備の設置場所の確保などが必要となります。また、分別型ごみ収集車に関しましては、生ごみと生ごみ以外のごみの割合にばらつきがある場合には、回収が非効率になってしまうという可能性があることから、収集に伴い発生する温室効果ガスについても慎重な検討が必要なるかなというふうに考えております。

本市におきましては、ごみの発生量そのものを減らすために、引き続き、食品ロスの削減や雑紙等の紙類の分別徹底を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○浦田秀夫議員 国の開発指導で、新規のごみ焼却プラントは、バイオマスガス発酵設備を併設し、全ごみの約2分の1程度を、焼却しないで発酵処理して温暖化ガスを減らしていると聞いております。また、国は包装用プラスチックの石油系を、木、竹等、木材のバイオプラスチック開発しており、焼却量はさらに減ると言われております。さらに、国は温暖化ガスを減らし、ゼロとするためにごみ焼却場で焼却を順次減らす中長期のシナリオを技術、予算面で具体化しております。

一方で、ごみ焼却によるごみ発電の発電効率は、15から20%と低く、膜分離によるバイオマバイオガス利用のほうがメリットは高いとの指摘もあります。本市でも、こうした国の動向を鑑み、市の既存の施設がバイオマス装置併設に改造が可能かどうかなど、新規の課題を解決するために、外部の専門家も含めて調査研究してほしいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○副市長(西水徹) お答えいたします。議員から、国の取組についてお話をいただきました。国は廃棄物処理施設の整備計画におきまして、廃棄物処理システムにおける温室効果ガスの削減の必要について指摘をしております。ご指摘いただいておりますバイオガス発電につきましては、一般的なごみ焼却による発電効率が15%から20%である中、30%から40%程度の発電効率というふうに言われております。しかしながら、この発電効率につきましては、生ごみからバイオガスを生成する際の効率は考慮されておらず、実際の発電効率はもっと低くなるというふうに考えられるほか、また、その発電資源、いわゆる燃料でございますけれども、その量も減少することとなるため、全体の発電量も減少してしまうというふうに考えております。一方で、本市の清掃工場のごみ焼却による発電効率につきましては、22%から24%と、一般的に言われている効率よりも高効率であることから、現段階において、バイオガス利用のほうがメリットが高いというふうには考えていないところでございます。廃棄物処理システムにつきましては、単に設備の問題ではなく、地域全体に関わる事柄であり、長期的な視野で多くの関係者と議論をすることが必要というふうに考えております。さらなる温室効果ガス排出抑制については、国の動向や他自治体の状況、技術の進展等について情報収集をしつつ、調査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○浦田秀夫議員ごみ焼却によるごみ発電の発電効率は15から20%と低く、膜分離によるバイオマスガス利用の方がメリットが高いとの私の指摘に対し、市はバイオマス発電について答弁をし、バイオマスガス利用の方がメリットが高いとは考えていないと答弁しましたが、膜分離によるバイオマスガス利用は、1問でも述べたように、発酵されたバイオマスガスには、50から60%のメタンが含まれていますが、これを最新の膜分離方式でメタン濃度を99%以上に精製して燃料として回収して、近所の工場に供給するものです。回収率は90%と言われております。質問と答弁が全くかみ合っていないと思いますが、いかがでしょうか。

このように議論がかみ合わないことが多々ありますし、また、様々な課題があることは承知しております。それゆえに、外部の専門家も含めて調査研究してほしいと思いますが、再度、市の見解をお尋ねしておきたいと思っております。

○副市長(西水徹) お答えいたします。バイオガスの活用ということにつきましては、先ほども少し述べましたけれども、生ごみからバイオガスを精製する際の効率であるとか、また、その分別収集の徹底などが課題になっているというふうに考えております。一概に技術自体を否定するものではありませんし、地域によっては、その活用が進められているということも承知をしておりますが、技術は日進月歩でありますので、引き続き、注視を行いたいというふうには思っておりますけれども、

現段階において、本市の状況に照らすと、メリットが高いとは言えないというふうに考えております。いずれにしても、廃棄物の処理のシステムにつきましては、地域全体に関わることであり、長期的に外部の専門家も含め、地域住民の方や事業者、様々な関係者を交えて議論するということが必要だというふうに考えております。北部の清掃工場が平成 29 年に運用を開始して 7 年目、南部が令和 2 年で 4 年目という、そういった状況でもありますので、現時点においては、国の動向や他自治体の状況、技術の進展等について情報を収集しつつ、調査研究をしたいということでございます。以上です。

○浦田秀夫議員 ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。

4、公民館の利用について

○浦田秀夫議員 最後に、公民館の利用についてお尋ねします。5 月から新たに開始された個人利用についてお尋ねします。これまで公民館は団体利用が原則で、事前に団体登録が必要で、図書室以外は個人で利用することはできませんでした。5 月からは、利用日の 1 週間前に空いている部屋は個人でも利用できるようになりました。大変よいことだと思いますが、なぜ個人でも利用できるようにしたのか、複数の人数での利用が可能なのか、使用料はどうなっているのか、これまでの実績についてお尋ねします。

時間がないので全部まとめて質問いたします。夜間の利用が少ない、ほとんど使われていない公民館があると思いますが、現状の利用状況や活用策についてお尋ねします。

高根台公民館では、空き部屋開放事業を実施していますが、事業の内容や実績についてお尋ねします。他の公民館でも利用率の向上を図る意味からも、空き部屋開放事業を積極的に実施する考えはないか。以上、まとめてお尋ねいたします。

○生涯学習部長(高橋伸行) 公民館での個人利用について、順次お答えします。公民館での個人利用につきましては、第 3 次船橋生涯学習基本構想推進計画で掲げました、地域の拠点公民館の充実の 1 つとして、利用基準を見直すことで、利用率の向上や新しい利用者層の開拓を図り、さらに使いやすい生涯学習施設を目指すために、5 月から開始したものでございます。利用方法につきましては、個人、複数人、どちらの利用も可能としてございます。次に、使用料でございますが、船橋市公民館条例等に定められております一般団体と同額の使用料をいただいております。利用実績でございますが、5 月 1 日から 5 月 31 日までの利用実績でございますが、休館中であります東部公民館を除く 25 公民館で、51 件のご利用をいただいております。

次に、夜間の利用についてでございますが、現状の利用状況や活用策ということで、令和 5 年度の実績になりますが、夜間の利用率は、公民館全体で約 28% でございました。利用率は、利便性や立地条件などにもよりますが、利用率が高い公民館で約 53%、低い公民館ですと 8% と、大きな差が生じているところです。夜間の利用を促進するために、個人利用や各公民館での夜間の事業を計画するなど、取り組んでいるところでございます。

最後に、高根台公民館での空き部屋開放事業を他の公民館でもということでございますが、高根台公民館では、公民館事業として、子供たちが家庭で勉強する場所の確保が難しいという青少年向けに、当日利用されていない部屋を学習するための場所として提供しております。その際、小中学生は行き帰りの安全などを考慮し、終了時刻を小学生は 17 時、中学生は 18 時として実施しており

ます。令和5年度の実績は、延べ322名が利用し、月平均で約27名となっております。公民館では、子供の居場所づくりのため、様々な事業に取り組んでいるところでございます。空き部屋開放事業につきましても、子供の居場所づくりになると考えておりますので、各公民館の状況などを踏まえ、実施に向けて考えてまいります。以上でございます。

○浦田秀夫議員 最後にやっといい答弁いただきました。ぜひ子供の居場所づくりなる空き部屋開放事業について、各公民館で実施していただきたいことを申し添えて、質問を終わります。